

126.80

願書の出願人の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名（名称）と識別番号に係る氏名（名称）を一致させる訂正等の取扱い

1. 特許出願等の【特許出願人】の欄に識別番号の表示がある場合において、当該欄の氏名又は名称を出願人の表示の訂正により補正した場合、又は識別番号付与に係る氏名（名称）の誤記訂正により訂正された識別番号付与に係る氏名又は名称に一致させる補正をした場合の**手続補正書**には、**証明書**（**登記事項証明書**、**戸籍謄本**、**住民票等**）の添付がなくても受理することとする。

ただし、出願の主体の変更となるおそれがある場合は除く。

2. 特許出願等の【特許出願人】の欄の識別番号の表示がある場合において、当該欄に記載された氏名又は名称と識別番号付与に係る届出の氏名又は名称が相違する旨の補正を命じられた場合であって、識別番号の付与に係る氏名又は名称に誤りがあり、特許出願等の【特許出願人】の欄に記載した、氏名又は名称が正確な表示であるときは、識別番号付与に係る氏名又は名称の誤記訂正の手続を行う。

なお、指令の応答については、上記訂正の手続をした旨を記載した上申書を提出すればよいこととする。（識別番号の付与に係る氏名又は名称の誤記訂正の手続については、書式第3（→116.01）を参照。）

（改訂平成23・11）